

ポイント解説速報

ASBJ、改正企業会計基準第24号 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の 訂正に関する会計基準」公表

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2020年3月31日、改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「本改正基準」という）を[公表](#)した。

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について、ASBJで審議が行われ、その結果が本改正基準として公表された。



ポイント

【概要】

- 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合であっても採用した会計処理の原則及び手続の概要を開示することが要求される。
- 未適用の会計基準等に関する注記の定めが、専ら表示及び注記事項を定めた会計基準も含めた会計基準全般に適用されることが明確化された。

【適用時期等】

- 2021年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用（早期適用可）。
- 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続を新たに開示する場合、表示方法の変更には該当しないが、追加情報としてその旨を注記する。

1. 改正の内容

1. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合の重要な会計方針に関する注記の取扱い

本改正基準では、関連する会計基準の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続の開示上の取扱いを明らかにすることが要求される。

改正に至った経緯は、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、企業が実際に採用した会計処理の原則及び手続が重要な会計方針として開示されているか否かについて実態は様々であることが見出されたためである。この実態を受けて関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続に係る注記情報の充実が図られた。

2. 開示目的

本改正基準では、開示目的について以下のとおり定めている。

- 重要な会計方針に関する注記の開示目的は、財務諸表を作成するための基礎となる事項を財務諸表利用者が理解するために、採用した会計処理の原則及び手続の概要を示すことにある。
- この開示目的は、会計処理の対象となる会計事象や取引に関連する会計基準等の定めが明らかでない場合も同じである。

3. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合

本改正基準において、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」とは、特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しない場合と定めている。

また、本会計基準では「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」の具体例として、以下を想定している。

- 関連する会計基準等が存在しない新たな取引や経済事象が出現した場合に適用する会計処理の原則及び手続で重要性があるもの
- 業界の実務慣行とされている会計処理の原則及び手続で重要性があるもの（企業が所属する業界団体が当該団体に所属する各企業に対して通知する会計処理の原則及び手続を含む）

4. 重要な会計方針に関する注記

本改正基準は、重要な会計方針に関する注記について、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引継ぎ、次のように定めている。

- 財務諸表には、重要な会計方針を注記する。
- 会計方針の例として以下のものが示されている。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- (4) 繰延資産の処理方法
- (5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- (6) 引当金の計上基準
- (7) 収益及び費用の計上基準

5. 代替的な会計基準が認められていない場合

企業会計原則注解（注1-2）では、「代替的な会計基準が認められていない場合には、会計方針の注記を省略することができる」と定めている。これは、会計方針の開示は、関連する会計基準等の定めが明らかである場合には、会計基準等の定めを繰り返して記載するだけのものとなる可能性があると考えられるためである。本改正基準においても、企業会計原則注解（注1-2）の当該定めが引き継がれている。

6. 未適用の会計基準等に関する注記

本改正基準では、未適用の会計基準に関する定め記載箇所を変更している。未適用の会計基準等に関する注記に関する定めは、これまで会計方針の変更の取扱いの一部として定められていたため、専ら表示及び注記事項を定めた会計基準に対しては適用されていないと解されていた。本改正基準では、未適用の会計基準等に関する注記の定めが、専ら表示及び注記事項を定めた会計基準も含めた会計基準全般に適用されることを明確化する目的で、当該注記に関する定めを独立した項目とした。

改正の趣旨を鑑み、ASBJは本改正基準の公表後、適用までの期間は本改正基準を類推適用し、未適用の会計基準等に関する注記に以下の基準を記載することを推奨している。

- 本改正基準
- 企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」

II. 適用時期等

本改正基準では、適用時期等に関して以下のとおり定めている。

1. 適用時期

2021年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。ただし、公表日以降終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することも可能。

2. 経過措置

本会計基準を適用したことにより新たに注記する会計方針は、表示方法の変更には該当しない。ただし、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続を、本会計基準にしたがって新たに開示する場合には、追加情報としてその旨を注記する。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.